

ることではないと考へるということ。これを後で検証する、それは自分たちで法律の趣旨にのつとついるから不当な支配に当たらないということを、いうのはそのとおりかもしれませんけれども、これをやはり検証する、それは国民であつたり国会であつたり、検証する上では、やはりしつかりと文書を残して、しかも、その意識からすればしっかりと法律にのつとつて各地教委に問合せをするという、そういう姿勢ですね。このメールにはこういう法律にのつとつてということは一切書かれておりません。そして、受け取る側もそういう認識がないということも、高橋局長、答弁でされております。

ですから、文科省も、法令にのつとりといふこの精神そのものがここに問われている、その実態が現れているということだと思います。ですから、今後、こういう地教委とのやり取りについて、しっかりと行政文書として残していくと、電話でのやり取りに対してもしつかりと残していく、そしてそれを部内、省内で共有していく、次の教育行政に生かしていく、こういった姿勢が大事なんではないかと、私はそういう意味でガバナンスの再構築が大事だということを先般申し上げましたけれども、どうでしようか、そういう意識、局長、まず、いかがですか。

○政府参考人（高橋道和君）

先ほども申し上げ

ましたけれども、文部科学省の行政文書管理規則におきましては、意思決定に至る過程並びに文科省の事務、事業の実績を合理的に跡付け、検証することができます。軽微なものを受け文書を作成することになりますので、このことについてでは、必要に応じて隨時必要な書類を作成する、関係法令に従つて適切に保存する、こういったことに努めてまいりたいと考えております。

○木戸口英司君 まあこの点、やはり大臣のリーダーシップも求めたいと思ひます。文科省の在り方が問われる非常に大きな問題だと思います。

あと、もう時間もなくなりましたので、加計学園の問題、少し深く聞きたかったんですが、もう時間がなくなってしまいましたので。

開学いたしました。入学宣誓式が行われて、来賓の挨拶の中で、魔法に掛けられることで生まれた獣医学部というせりふもありました。今日の報道等でも、その魔法の在りかが分かつてきましたような感じがいたします。

その中で、私からやはり文科省に申し上げたいのは、獣医学部で学ぶ学生たち、インタビューもありました、テレビで見ておりましたけれども、非常に意欲に燃えて入学されたところも私たちも

見た、その点は応援をしていかなければいけないと思います。しかし、大学そのものにいろんな懸念があることは、先日の委員会でも私申し上げま

した。その中で、この加計学園獣医学部、今後どのようにフオローしていくことになるか、文部科学大臣、そのことをお伺いいたします。

○国務大臣（林芳正君） 岡山理科大学の獣医学部につきましては、四月三日に入学式が行われたと聞いております。文部科学省としては、新たに獣医学部における教育が計画どおり確實に実施されることを期待をしておるところでございます。

なお、学部等が開設された場合は、開設年度に入学した学校が、卒業する年度、完成年度と呼んでおりますが、完成年度までの間、大学設置・学

校法人審議会において設置計画の履行状況を調査するということになっております。具体的には、毎年書面による報告を求めるほか、必要に応じて実地調査や面接調査を行つており、履行状況に課題が生じている場合は必要な指導を行い、速やかな改善を求めるとしております。

岡山理科大学獣医学部については、認可に当つて留意事項が付されておりますので、留意事項への対応を含めた設置計画について確実に履行されるよう、適切に確認をすることとしておるところです。

○木戸口英司君 終わります。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

加計学園をめぐる新たな動きがありましたので、今日予定していた質問を全部差し替えて、大臣と

直接やり取りをさせていただきたいと思います。

まず、今朝の朝日新聞、「面会記録に「首相案件」 という報道ですが、これ、大臣、御覽になりましたか。

○国務大臣（林芳正君） 目を通したと思っております。

○蓮舫君 愛媛県の面会記録に首相案件と明記をされていました。二〇〇七年から二〇一四年まで実際に

十五回、愛媛県今治市は獣医学部の新設を申請するも全て却下していたのが、二〇一五年の四月、申請前に内閣府の幹部が県と市、自治体に首相案件として申請を持ちかけたのはという疑惑なんですが、このことについて、大臣、どのようにお考えになります。

○国務大臣（林芳正君） まず、この愛媛県の文書であるというたしか報道であったというふうに、目を通したぐらいで余り熟読をしておりませんが、そういうことだったというふうに思つております。この報道されている文書につきましては、省内では探索をいたしましたが、この確認はできていないということです。

それから、委員も御案内のとおりでございますが、この国家戦略特区制度は内閣府が所管をしておるところでございますので、こういった一連の報道についてはまず内閣府において確認をされるべきものと、こういうふうに考えております。

○蓮舫君 とはいって、大学の設置の所管は文科省であります。これ、文科省と内閣府のやり取りと

いうのが随分もう一年以上にわたって疑惑は今なお残つたままなんですが、安倍総理肝煎りの国家戦略特区を活用する助言を県と政令市に当時の藤原内閣府次長が伝えていたかどうか。これは、文科省としても大学を設置する所管省として確認すべきではないでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） ちょっと御通告がございませんでしたので一般論的になるかもしれません、まずは、今回の件は、たしか告示だったと思いますが、新たな獣医学部は設置しないということですね、これを規制緩和をすることだつたというふうに今記憶をたどっております。

したがつて、まずその規制緩和をするかどうかについては、このまさに国家戦略特区制度の中です。ございますので、まずはやはり内閣府において確認をされるべきものだと、こういうふうに思つておりますし、従来から御審議の中で適切に手続を踏んでなされてきたものであると、こういうふうに答弁をしてまいりましたので、そういう前提に立つて今はおるということだらうと思います。

○蓮舫君 その適切な手続が揺らいでいるんです。規制緩和されるのは、総理の腹心の友の加計理事長の学園、獣医学部が新設をされる、これ五十年ぶりの新設です。大学の設置を所管する文科

省は、内閣府とのやり取りで相当慎重だつたんですね。内閣官房長官は怪文書と切り捨てたのが実はうそで、一回にわたり文科省の調査、松野前大臣の下ですけれども、そこで明らかになつたのは、

十九の文書のうち十四文書が本物だった、この公文書は本物だということが明らかになりました。

その中で、大臣御指示事項、これ松野大臣です。

文科省の方が正しいと思います、大学として教員確保、施設設備等の設置許可に必要な準備が整わないのではないか、三十一年の四月開学を目指す対応とすべきではないかと、慎重な対応を求める、この文書も本物だつたんですね。結局これは、大臣、押し切られたということなんでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 少し前にこの議論はたしかいろいろさせていただいたというふうに思つておりますが、ちょっとと今日は御通告がないものですから手元にそういうものがございませんので、そのときにどういう御答弁差し上げていたかといふのはしつかり確認をしてからお答えをしたいと思います。

○蓮舫君 調査結果が出されたのが、昨年、二〇一七年六月の十五日、国家戦略特区における獣医学部新設に係る文書に関する追加調査という報告書が出来ました。ここで十四文書の存在が明らかになつたんですけども、例えば大臣確認事項

に対する内閣府の回答、設置の時期、最短距離で、これは総理の御意向だと聞いている。獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項、平成三十年四月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成、共有してほしい、これは官邸の最高レベルが言つていること。これは藤原内閣府審議官との打合せ概要、これも平成三十年四月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成、これは官邸の最高レベルが言つていること。

林大臣、この文書の存在を文科省はあつたと確認をしました。この中身に書かれてあることも真実だつたんですか。

○国務大臣（林芳正君） まず、平成三十年の四月開学ということになつたわけですが、平成二十八年十一月十八日から行われました内閣府と文部科学省の共同告示のパブリックコメントに際して内閣府が作成した共同告示の素案に盛り込まれていたものであると承知しております。これは、内閣府において、創薬産業をめぐる国際競争激化や環境感染症リスクの高まりを踏まえて、最速で事業が実施できる平成三十年度開学としたものと承知をしておるところでござります。

文科省としては、平成二十八年の十一月九日の国家戦略特区諮問会議における追加規制改革事項の決定や、有識者議員からの獣医学部の立ち上げを急ぐべき旨の指摘を踏まえて、国家戦略特区制

度を所管する内閣府において事業スケジュールに係る判断がなされたものと理解をいたしまして、平成三十年四月開学が盛り込まれたパブリックコメントについて了解をしたと、こういうのが経緯であったというふうに承知をしております。

○蓮舫君 経緯はそのとおりなんですが、その経緯の中で、総理の御意向、官邸の最高レベルが言つている、内閣府側から言われて、それを文科省の担当者が真面目にメモを取つていて、一度の調査でこれが本物だつたと明らかになつた。つまり、この発言はあつたという認識ですね。

○国務大臣（林芳正君） この獣医学部の新設において、国家戦略特区を所管する内閣府を中心に段階的にそのプロセスが進められてきたところでございまして、国家戦略特区の枠組みの中で、関係法令に基づいて関係省庁の合意の下で適切に進められてきたものと考えております。

松野前文部科学大臣が、総理や官邸から私に指示があつたことはないと、こういうふうに答弁されておられますように、獣医学部の設置に関して、総理や官邸から文科省に対しては指示はなかつたと、こういうふうに認識をしております。

○蓮舫君 松野大臣に総理から指示がなかつたというのはあるんですが、実際にメモに残つていてるのは事務方のやり取りなんです。これは事実だつたんですか。

○国務大臣（林芳正君） 当時、やり取りをしたような記憶もございませんが、ちょっと今手元にそこの当時の記録がございませんので、控えさせていただきます。

○蓮舫君 実は、松野大臣が言つていることと林大臣がおっしゃっていることが違うところがあるんですね。これ、去年の、二〇一七年六月十五日、調査結果を出したときの、松野大臣は会見で、内閣府の方から発言があつたのだという」とは十分考えられる。ところが、林大臣は、二〇一七年の十一月十五日の衆議院の文科委員会で、獣医学部設置の時期について総理の意向があると内閣府から伝えられたと受け止められるようなメモが作成されてしまつたと推察する。

松野大臣は、十分あると、調査担当大臣は言つてゐるのに、林大臣は、まるで勘違いをされるようなメモが作成されてしまつたと推察する。これ、どちらなんでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 私の答弁がそういうことであれば、そういうことだというふうに思つております。

○蓮舫君 そうすると、相当後退をするんです。大臣、一般論じやなくて、実は主体者だと私は思つてます、林大臣は。今回は、愛媛県の中村知事も今朝の取材に対して、県に対し、県庁に対して、その公文書が本当にあつたのかどうなの

か調査を指示すると明言をしました。つまり、愛媛県側に、首相補佐官が申請前に自治体に首相案件だと説明した文書があつたとすれば、一方で、そのもう一つのメモをもつて調査をしたのは文科省だけなんです。同時に、制度、つまり国家戦略特区を扱う担当の内閣府から文科省に官邸の最高レベルと説明をされていたのかどうかというのは、これ符合することになるんです。

調査の中で、担当した、これ課長補佐ですね、は、一回目の調査のときには曖昧な記憶で答えられなかつたから、見たという記憶はないと答えたけれども、余りにも世論が、おかしいではないか、疑惑ではないかということで注意喚起をされ、文科省の中でも調査をされて、その結果、細部までは覚えていないけれども、自分が作った個人メモあるいはメモなのだろうと考へて、官邸の最高レベル、総理の御意向、こうした趣旨の発言があつたのだと思うと答えているんです。これは事実ですね。

○国務大臣（林芳正君） ちょっと、御通告がないものですから、今断定的に答弁ができるない状況でございます。

○蓮舫君 分かりました。

○國務大臣（林芳正君） よろしいですか。

○蓮舫君 では、一般論じやなくて断定的に答弁ができるよう再調査並びにヒアリングをしてい

ただきたいと思います。

つまり、この課長補佐が官邸の最高レベルとかあるいは総理の御意向だというのを唯一聞いてメモを作っているんです。このメモを作ったときに、誰から聞いたのか、確実に聞いたのかと注意喚起をすることによって、文科省側の公文書がこれが完結をする。次に確認をするのは内閣府です。当時の柳瀬首相補佐官、そして同時期に官邸の最高レベルと言つた内閣府の藤原審議官。言つた側、言われた側、そこを突合をして、ヒアリングをして、事実だとすれば愛媛県の調査も出てくるでしょう。

そうなると、国民の疑惑、この一年間ずっと疑惑のままなんですが、それが文科省が言うとおり、行政がゆがめられるということがあつたのかなかつたのかが、ようやくこの調査、再ヒアリングで明らかになるんですが、やつていただけますか。

○国務大臣（林芳正君） 今御質問のあつた趣旨を再度ちょっと確認をいたしまして対応いたすかどうか検討したいと思いますが、今ここに追加調査の報告書、出てきましたけれども、また今御指摘のあつたところは、現在は細部まで覚えていないものの、文書一の同内容文書を作るとすれば課長補佐以上が作るような案件なので、文書一の同内容文書は自分が作った個人メモなのだろうと考

えていることであると、こういうことのそのところによろしくうござりますか。はい、分かりました。

○蓮舫君 今、分かりましたというのは、もう一

回ヒアリングをしていただけるということです。

うか。つまり、一方通行で中途半端で終わっています。

総理の御意向と聞いた人が、自分が作ったメモだと思う、こうした趣旨の発言があつたのだと思う、それは本当なのか、誰から聞いたのか、そのことによって突合ができるんです。あわせて、内閣府に対しても確認をすることによって、行政がゆがめられていないと、むしろ文科省が文科大臣の指導力で私はこれは明らかにするべきだ

と思いますが、再ヒアリングしていただけますか。

○国務大臣（林芳正君） これは一度調査をして報告書を出した件でござりますので、これについて、これが正しいかどうかということはしっかりと確認をしたいと思います。

○蓮舫君 全てはここから始まっていて、今日の文科委員会でもやはり名古屋の市教育委員会あるいは教育現場への文科省の介入というのは大問題になっています。それも、前川さんが講演をしたから、ほかの処分を受けた元事務次官の方は全く何の問合せもされていないのに、前川さんだけが今の政権では狙い撃ちをされて、教育現場への介入という文科省がやつてはいけないところに今足

を踏み入れてはいるので、是非、これは行政がゆがめられたのかどうか。そうじやなくとも、財務省の公文書改ざん、虚偽答弁の疑い、厚労省の裁量労働制のデータでのたらめ、比較のめちやめちや、あるいは今日も毎日更新されるかのような防衛省の日報の隠蔽。もう改めて、改めて文科省はそこはないんだということ、私は、これはつきりしていただきたいということ、再度お願いを申し上げて

大会の期間中及びその前後に大会運営に直接携わり、大会の雰囲気を醸成するメンバーの一員と規定されております。

無償で働く人といいうイメージ強いんですが。その典型的なのが、例えば青年海外協力隊です。あの皆さんは志願して、海外でいろんな協力活動をしたいと。でも、いろいろな経費が掛かりますし、生活もしていくべきやいけないから、ちゃんとお手当は出るんですね。こういうボランティアもあるということで議論を進めていきたいと思うんです。

○松沢成文君　希望の党の松沢成文です。
今日はオリパラの担当大臣、鈴木大臣にも来て
いただいていますので、東京オリパラ大会のボラ
ンティアの問題について質問していきたいと思いま
す。

先月の二十八日に、組織委員会は、大会期間中に活動するボランティアの募集要項案というのを公表いたしました。

うか。
おけるボランティアの定義はいかがなものでしょ

○国務大臣（鈴木俊一君） 東京オリパラ大会におけるボランティアの定義ということでございま
すが、先生御指摘のとおり、三月二十八日に公表
された組織委員会それから東京都のボランティア
募集要項に規定をされております。

の国を守ろうという人たちをボランティアというふうになつて広まつていったんですね。ですから、無償で働く人という意味ではなくて、やはり自発的な意思で社会に貢献する活動をする人、こういうふうに捉えるべきだというふうに私は思つているんです。逆に言えば有償ボランティアというのもあり得るんですよね。何かボランティアというと、お金払っちゃいけないと、

さあ、文科大臣いらっしゃっていますから、この組織委員会は、いわゆる大会ボランティアとは別に中高生ボランティア、例えばテニスのボール拾いだとか、バスケット会場のモップ掛けですとか、こういうことをお手伝いいただくボランティアの募集を明らかにしていますが、組織委員会は子供たちが世界的なイベントに携わることは教育的価値が高いとして高校生ボランティアの教育的価値を強調していますけれども、文科大臣はいかがお考えでしようか。

○國務大臣（林芳正君） 大会組織委員会は、次世代を担う若年層が大会運営に関わることは教育的価値も高く、スポーツボランティアの裾野を広げる観点からも未来につながる有意義な取組であるとして、大会ボランティアとは別に、ボールパーソンとか、それからモップ掛けなど、競技の支援を始め、中高生等の大会運営等への参画について検討していくこととしておるところでございま